

ベルアモールハウス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人 生長会が設置する【ベルアモールハウス】(以下「事業所」という。)において実施する認知症対応型共同生活介護(短期含む)事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画策定担当者、介護職員(以下「認知症対応型共同生活介護従業者」という。)が、認知症症状を伴う要介護支援又は要介護状態の利用者に対して適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、認知症症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や 機能訓練等の介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業にあたっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者・他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年条例第58号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ベルアモールハウス
- (2) 所在地 大阪府堺市中区深井畑山町 211 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名、計画作成担当者 2名(常勤職員)

介護支援専門員及び計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員 14名(常勤11名、非常勤3名)

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は18名(1ユニット9名)とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活のなかでの機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚告第19号)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)に定める額(以下「居宅介護サービス費用基準額」という。)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費〔介護予防サービス費〕の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、居宅介護サービス費用基準額によるものとする。
- 3 家賃については、月額70,000円、短期利用は日割り金額を徴収する。
- 4 敷金については、入居時に210,000円を預かる。なお、敷金については、利用者の故意・過失、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当する。
- 5 水道光熱費(共益費)については、月額3,500円、短期利用については日割り金額を徴収する。

- 6 食費については、日額 979円、短期利用は朝食 220円、昼食 385円、夕食 374円を徴収する。
- 7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 月の途中における入退居については日割り計算とする。
- 9 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 10 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 11 利用料等の変更を行おうとする場合には、1ヵ月以上の期間において利用者によるその内容を通知するものとする。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者または家族に対して交付する。
- 13 消費税については介護保険の保険対象サービス（保険給付分と自己負担割合分）は、原則として消費税は課税されません。

（入退居にあたっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護支援者または要介護者であって認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ① 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
 - ② 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
 - ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し、適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（PCのリモート機能等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者、その家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条及び基準第172条の2の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会の指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

サービス提供に関する相談、苦情について

※市町村の窓口受付時間 (午前9時～午後5時30分)

<p>【事業所の窓口】 ベルアモールハウス</p>	<p>所在地 大阪府堺市中区深井畑山町 211 電話番号 072-277-7711 ファックス番号 072-270-7735</p>
<p>【市町村の窓口】 堺市健康福祉局長寿社会部 介護保険課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513 ファックス番号 072-228-7853</p>
<p>【市町村の窓口】 堺市健康福祉局長寿社会部 介護事業者課</p>	<p>所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7348 ファックス番号 072-228-7481</p>

【市町村の窓口】 中基幹型包括支援センター	所在地 大阪府堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8268 ファックス番号 072-270-8288
中第1地域包括支援センター	所在地 大阪府堺市中区深井中町1888-14 電話番号 072-276-0800 ファックス番号 072-276-0802
中第2地域包括支援センター	所在地 大阪府堺市中区土塔町 2028 電話番号 072-234-6500 ファックス番号 072-234-6501
中第3地域包括支援センター	所在地 大阪府堺市中区東山 841-1 電話番号 072-234-2006 ファックス番号 072-234-2013
堺市堺区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7520 ファックス番号 072-228-7870
堺市中区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 072-270-8197 ファックス番号 072-270-8103
堺市東区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号 072-287-8123 ファックス番号 072-287-8117
堺市西区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市西区鳳東町 6丁 600 電話番号 072-275-1912 ファックス番号 072-275-1919
堺市南区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市南区桃山台 1丁 1-1 電話番号 072-290-1812 ファックス番号 072-290-1818
堺市北区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市北区新金岡町 5丁 1-4 電話番号 072-258-6651 ファックス番号 072-258-6836
堺市美原区 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市美原区黒山 167-1 電話番号 072-363-9316 ファックス番号 072-362-0767
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 苦情相談係	所在地 大阪府中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前9時～午後5時

(虐待の防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための委員会を設置する。
 - (5) 虐待の防止に関する責任者を選定する。(責任者：管理者 石川 巧)
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(就業環境の確保)

第15条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等)

第16条 当事業所は原則として利用者に対して身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 本事業所は、職員の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業者は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、認知症対応型共同生活介護完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人生長会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(情報公開)

第18条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、以下「省令基準通知」という。）第12の4の（12）に基づきインターネット上に開設する本事業所のホームページ（<http://www.seichokai.or.jp/amor/house.php>）及び『WAM NET（ワムネット）』（福祉保健医療関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステム）においても公開する。

2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

附則

この規程は、平成13年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 3月15日 一部改訂

この規程は、平成18年 3月16日 一部改訂

この規程は、平成18年 4月 1日 一部改訂

この規程は、平成21年 4月 1日 一部改訂

この規程は、平成22年 4月 1日 一部改訂

この規程は、平成26年 4月 1日 一部改訂

この規程は、平成27年10月 1日 一部改訂

この規程は、平成30年 7月20日 一部改訂

この規程は、2020年 4月 1日 一部改訂

この規程は、2021年12月 1日 一部改訂

この規程は、2022年 4月 1日 一部改訂

この規程は、2022年11月 1日 一部改訂

この規程は、2023年 8月 1日 一部改訂

この規程は、2024年 4月 1日 一部改訂

この規程は、2024年 8月 1日 一部改訂

この規程は、2025年 7月 1日 一部改訂